

関東運輸局プレスリリース

平成23年7月14日

飲酒運転の防止に係る運行管理等の徹底について

飲酒運転の防止については、機会ある毎にその徹底を図っているところですが、今般、管内の乗合バス事業者の点呼執行者の配置の無い車庫において、乗務前の電話点呼の際に、運行管理者が運転者に対しアルコール検知器の使用を指示したが、運転者はそれに従わずに出庫し、約2時間にわたり乗務した後、営業所における中間点呼でアルコール検知器により酒気を帯びた状態であることが発覚する事実が確認されました。

このような事態に鑑み、飲酒運転の防止の徹底を図るため、別紙により各運輸支局あて通知を行いましたのでお知らせします。

(通知のポイント)

1. 運転者に、交通刑務所服役者の手記「贖い（あがない）の日々」などを読ませ自覚を促すこと。
2. アルコール検知器を使用した厳正な点呼が確実に実施できる運行管理体制について万全を期すこと。

〔問い合わせ先〕

関東運輸局自動車技術安全部

石原・藤井

保安・環境課

電話：045-211-7256

(配布先) 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、

関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙

関自旅一第381号
関自監旅第314号
関自監貨第305号
関自保第146号
平成23年7月14日

管内運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長

関東運輸局自動車監査指導部長

関東運輸局自動車技術安全部長

飲酒運転の防止に係る運行管理等の徹底について

飲酒運転の防止については、従来から機会ある毎にその徹底を図っており、また、事業用自動車総合安全プラン2009を受け、飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正され、本年5月1日から各営業所等へのアルコール検知器の備え付け及び使用が義務化されたところである。

しかしながら、今般、管内の乗合バス事業者の点呼執行者の配置の無い車庫において、乗務前の電話点呼の際に、運行管理者が運転者に対しアルコール検知器の使用を指示したが、運転者はそれに従わずに出庫し、約2時間にわたり乗務した後、営業所における中間点呼でアルコール検知器により酒気を帯びた状態であることが発覚するという事態が確認された。

かかる事態が発生したことは、事業用自動車の運転者としての自覚の欠如はもとより、運行管理体制が不適切であったと言わざるを得ず、公共交通機関である自動車運送事業者としての信頼を大きく失墜するものであり、輸送の安全を確保するうえで最も基本的な事項を遵守していなかったことは誠に遺憾である。

よって、貴支局管内の運送事業者に対し、輸送の安全に万全を期すため、特に下記の事項について徹底を図られたい。

記

(運転者の自覚)

1. 乗務員はもとより全社員に対し、あらゆる機会を捉えて飲酒運転の防止にかかる教育の徹底を図ること。この場合において、交通刑務所服役者の手記「贖いの日々」等を活用するなどして、飲酒運転が招く結果の重大さを再認識させるとともに飲酒運転をさせない体制を構築すること。

(運行管理体制)

2. 点呼の実施にあたっては、運転者の顔色や呼気の臭い、応答の声を目視等で確認することに加え、アルコール検知器を確実に使用して運転者の酒気帯びの有無を確認し、厳正な点呼により飲酒運転の根絶を図ること。
3. 特に点呼が輻輳する時間帯等において、アルコール検知器による測定結果の確認が疎かになることのないよう、運行管理体制について万全を期すこと。
4. 遠隔地における乗務開始等、やむを得ず電話による点呼を実施する場合においてもアルコール検知器の使用及び測定結果の確認が的確に実施出来る体制とし、確実な運用を行うこと。

なお、乗合バス事業者であって、平成3年6月28日付け関東運輸局長公示「平成3年6月25日付け運輸省告示第340号一の表四中ただし書きの関東運輸局長が個別に認める距離について」により、必要な基準を満たすものとして認められた車庫を有する場合にあっては、その趣旨を再認識し、その設備の維持及び運行管理方法等について万全を期すること。

(参考)

平成3年6月25日付け運輸省告示第340号一の表四中ただし書きの関東運輸局長が個別に認める距離について

平成3年6月25日付け運輸省告示第340号一の表四中ただし書きの2キロメートルを超えた距離を関東運輸局長が個別に認める場合は、下記の基準を満たす場合とするのでその旨公示する。
この基準は平成3年7月1日から適用する。

平成3年6月28日
関東運輸局長

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業、又は一般貸切旅客運送事業であって道路運送法第21条第2号により運輸大臣の許可を受けて乗合運送を行うものであること。
2. 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。
3. 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

(参考)

- ・「贖い（あがない）の日々」は、(財)東京交通安全協会より発刊（別添1として第45集の抜粋を添付）
- ・別添2のとおり警視庁HPにも第44集の抜粋が掲載されている
(<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/insyu/insyu3.htm>)

身勝手さの結末

S. K 会社員 (51歳)

平成18年。私が事犯を起こしたこの年は、福岡県で飲酒運転の車に追突され、幼い命が3人も奪われた悲惨な事件のことが話題になり、マスコミを通して飲酒運転の危険性が伝えられていました。

そんな状況であったのにもかかわらず「自分だけは大丈夫」という何の根拠もない身勝手な理由で飲酒運転をし、尊い命を奪ってしまいました。

12月中旬の金曜日、その日私は、自分の部署の忘年会に参加しました。会自体は午後8時過ぎに終了したので、最寄りの駅から電車に乗って帰宅の途につききました。途中から座席に座り、自分が降りる駅までの約1時間半の間ずっと寝ていました。駅に着き、駐車場まで行き、後部座席に用意した寝袋にくるまり朝まで眠るつもりでした。

ところが、ここで私は「飲んでから2時間近くも経過しているし、時間も遅いし、もう何年も事故を起こしていないから運転には自信もあるし、このまま運転して帰っても大丈夫だろう」という身勝手な考えを起こし、ハンドルを握りました。

走り始めて少しすると、フロントガラスが曇り始めたため、エアコンのスイッチを操作するのにパネルに目をやりました。その瞬間、路肩に駐車していた車に私の車のサイドミラーを接触させてしまいました。結構大きな音をたてたので、アツと思ひ、左に顔を向けた直後、今度はフロントに「ドンッ」という衝撃と音が同時に起こりました。一瞬何が起きたのか分からず、呆然となりながらも車を停めて後ろを見ると、人が倒れているのが分かりました。大変なことをしてしまったと思ひ、急いで倒れている人の所へ行き、呼びかけましたが返事は全くありませんでした。

私は、頭が真っ白になりながらも現場に居合わせた方に警察に通報していただき、自分は救急車を手配し、被害者の方の傷口を押さえて止血しようと試みていました。救急車が到着し、被害者の方は搬送されていきました。

私の方は、駆けつけた警察官にそのまま現行犯逮捕されました。翌日の取調べ中に、被害者の方が大変危険な状態にあることを警察の方から伺い、何とか命だけは助かってほしいと毎日祈るように思い続けていました。

しかし、事故から1週間後、お亡くなりになったことを知らされました。自分の手で尊い人の命を奪ってしまった事犯の重大さに体の震えが止まりませんでした。

裁判のときに、ご両親が意見陳述された言葉の中から、受けた悲しみや辛さ、

痛み、私に対する測り知れない憎しみが込められていることが伝わり、改めて私が犯した罪の重さを痛感し、自分の身勝手を悔いました。

私の身勝手な行動により最愛の方の尊い命を奪ってしまい、そのときからご遺族の皆様には一生拭いきれない地獄を見せ続けています。ご遺族とは、何度か連絡を取らせていただきましたが、謝罪は一切拒否されています。

当然のことです。業務上過失致死、道路交通法違反の罪で懲役3年の判決を受け、現在、市原刑務所で受刑生活を送っています。この施設の中で、規則にはそれぞれ意味があることを理解し、規則を守る生活を送ることが当たり前のように毎日を過ごし、ルールを守らなければ他人に迷惑を掛けてしまうことを体験し、このルールを守ることが人の命を守ることだと、改めて学んでいます。

そして、様々な教育プログラムを受講し、アルコール依存の弊害、過失と故意の違い、交通事犯に対する社会の流れなどを学ぶことができました。特に印象に残っていることは「交通事故は犯罪であり、加害者はこのことをしっかり認識して、同じ過ちを繰り返してほしくない」という交通事故被害者のご遺族の方の強い主張でした。私は、この声を強く意識して今後を生活していこうと誓っています。そして、その施設を出てからが本当の償いのスタートだと思っています。

ご遺族の方に謝罪にお伺いするとき、どのような対応を受けるか分かりませんが、ご遺族の気持ちに寄り添えられるように、ご意向を汲み取りながら、私ができる限りの償いをしていきたいと考えています。何度謝罪をしても、犯した罪が消えることはなく、被害者の方も戻ってくる訳ではありませんが、誠意ある行動を続け、私自身の気持ちを伝えていく努力を続けていきます。

最後に、この文章を読んでいる方にお願ひがあります。多くのマスメディアによって飲酒運転の危険性が日々伝えられています。私のように「自分だけは大丈夫」という身勝手な理由で運転はしないでください。

単なる偶然で何も起きなかつただけです。偶然はいつまでも続きません。取り返しのつかない事犯を起こし、被害者やそのご家族、周囲の方々、自分の家族までが地獄を見ることとなります。私のようにならないことを願ってやみません。

取り返しのつかないこと

A. K 会社員（38歳）

私は、まさか自分が飲酒運転で人の命を奪うことになるとは思ってもみませんでした。親や友人、会社の人達もそう思っていたと思います。当時、私は一般住宅のリフォームや公共事業を扱う建築会社の営業をしていました。会社は少しずつ拡大していたのですが、長引く不況からか負債も増え、会社の運営がうまくいかなくなっていました。社長をはじめ、私や他の社員は、何とか会社を建て直そうと日々奮闘していました。

平成19年9月、事件を起こした日も、私は従前どおり仕事をしていました。代金未払いの下請け業者を回り、関係業者のところを走り回っていました。色々模索しましたがその場しのぎに過ぎず、この先会社を運営していくのは無理ではないかと悩んでいました。

悩みをお酒で解消したいという思いが先走り仕事を終えた私は、会社の駐車場で缶ビールを4本ほど飲みました。いけないことだとは分かっていました。しかし、このときの私は自分の欲求を優先させ、「少くなら大丈夫だろう」、「見つからないだろう」と自分に言い訳をし、運転をしてしまいました。

普段の帰路は、飲酒の検問をやっていることがあるので、普段とは違う道で帰ることにしました。片側1車線の見通しの良い道でした。反対車線に車が走っていなかったため、前の車を追い越そうと反対車線に出ると、前の車の前にはさらにバイクと車があり、私はそれらも追い越そうと反対車線を走り続けました。

気が付くと、目の前はゆるいカーブで対向車があり、対向車と正面衝突を起こしてしまいました。できる限り、対向車のヘッドライトを避けようとしたのですが、避けることができませんでした。

事犯後、私は病院に運ばれました。事情を聞きに来た警察の方に、相手の方のことを聞きましたが、「分からない」と言われるだけでした。翌日の朝、病院に両親と社長が来て、助手席の方が亡くなり、運転していた方は、全身の骨を折る重傷を負ったことを聞かされました。

私は「夢じゃないのか」、「なんてことをしてしまったのだろう」と現実を受け入れませんでした。そんな私を見た両親は、「しっかりしなさい」と涙を流しながら言いました。

事故から2日後、病院を転院する際、亡くなられた被害者の方のお宅へ伺い、玄関先で土下座をし、できるかぎりの謝罪をしましたが突然伺ったこともあり、被害者のご子息に今日は帰るように言われました。今考えれば、帰るように言

われるのは当たり前であり、大変失礼なことをしてしまったとっております。大変ありがたいことに、私の両親が、謝罪、お通夜に伺った際、ご子息から、とても親切に対応していただいたそうです。私も退院後に、改めて謝罪に伺い、ご焼香をさせていただいた際に、今後は誠心誠意償っていくことを誓いました。

重傷を負わせてしまった被害者の方には、直接お会いして謝罪しようと思いましたが、ご家族の方に、私と直接会うことで事故のことを思い出し、容態が悪くなる恐れがあると言われました。ここでも私は、大変失礼なことをしてしまいました。

謝罪に付き添った私の母親は、私よりも頭を何回も下げ、大粒の涙をボロボロと流していました。何も悪いことをしていない母親に「私は何をさせているのだろう」と反省と後悔をしました。

亡くなられた被害者のご子息そして重傷の被害者の方へ、刑務所に入るまで許される限り手紙を書きました。どう書けば失礼にならないのか、言葉がうまく見つかりませんでした。今現在も、何が一番良いのか分かりません。分かったことは、私が犯したことは何をしても許されることではなく、取り返しのつかないことだということです。

事犯から1年がすぎたころ、亡くなられた被害者の方との示談が成立しましたが、私はこれで終わったとは思っていません。これからが私の誠意が問われると考えています。私の犯したことは、一生背負って行かなくてはならないとても重大なことです。懲役3年という刑期では、償いきれることはありません。私は出所後、元の生活に戻ることができますが、被害者の方々の生活は、元に戻ることができません。このことを心に刻み込み、今後の一生涯を掛け、何が一番正しい償いなのかを悩み、考え、実行していきたいと思っています。何か少しでも、被害者の方々の償いになればと思います。

感謝しなければならないのは、両親や会社の社長、友人、その他数え上げればきりがなく、感謝も言葉では言い表せません。その人達のためにも、また出所後、改めて謝罪に伺うためにも、受刑生活を無駄にすることなく、自分に嘘をつくことなく、一日一日を大切に過ごしていきます。

ルールを守る大切さ

T. Y 会社員 (29歳)

あの一瞬のできごとですべてが変わりました。道路交通法を知らずに車を運転している人はいません。知っていながら道路交通法を破ってしまうのです。

私は、18歳から車を運転していました。19歳から23歳までは長距離トラックを運転しており、車の運転には自信がありました。

トラック運転手という仕事から、交通事故を毎日とっていいほどこの目で見ていました。事故を見ると「何であんなところで事故を起こすのだろう」、「何でこんな運転をするのだろう」、「自分ならこんな事故絶対起こさないのに」と、いつも心の中で思っていました。

平成20年3月のことでした。前日で現場の作業が一段落していて、この日は、会社の人達と打ち上げをすることになっていました。お酒を飲めない同僚がいたので、帰りのことを心配する必要はなく、そのことからお酒のペースが早くなり、帰ることにはかなりの量のアルコールが入っていました。帰りの車の中では、仕事の疲れとアルコールが大量に入ったため、すぐに寝てしまい、気が付いたときには会社に着いていました。

同僚が「今日は、運転したらダメだぞ」と声を掛けてくれて、「車で寝るから大丈夫だよ」と返答し、自分の車に乗り換えてまた寝ました。その後しばらくして目が覚め、意識もしっかりしているように思え「これなら運転しても大丈夫だろう」と勝手な判断をしてしまい、お酒が入っていると分っていながら車を運転してしまいました。

会社を出てすぐの直線道路でした。前を走るバイクに全く気が付かず、ブレーキを踏むことなく追突しました。被害者のヘルメットの中から大量の血がどんどん流れ出て、辺りが血まみれになったのを今でもはっきりと覚えています。

その後、逮捕勾留となり、私は始めて留置所に入りました。私は人の命を奪ってしまった罪の重さに耐え切れず、毎日塞ぎ込んでいました。そんなとき、両親が面会に来てくれ、こんな私に「私達の育て方が悪くてごめん」「辛い思いをさせてごめん」と泣きながら言いました。その何日か後には姉から手紙が届き「あなたは一人ではない。みんなあなたのことを思っている」と書いてありました。

そのとき、多くの人に支えられて生きてきたのだと、私は初めて気付きました。その後、裁判が始まり、自動車運転過失致死罪及び道路交通法違反で懲役2年10月を言い渡され、現在、市原刑務所にて反省の日々を送っています。

受刑生活で学んだことは、ルールを守る大切さです。今までの私は「一人く

らいルールを守らなくても、他の人が守っていれば大丈夫だろう」と、自分に甘い考えをしていました。しかし、今考えてみると、今まで何事もなかったことが偶然で、奇跡的に何も起こっていなかっただけなのです。ルールを守るといことは、人が人として生きるということです。私は、人として正しく生きていませんでした。だからこのような結果を招いたのだと思います。

私は、ご遺族の方に手紙でしか謝罪できていません。逮捕後、すぐ勾留となったのでお会いすることもできませんでした。裁判のとき一度だけお会いする機会がありましたが、私は罪の意識と申し訳ない思いから目を合わせる事が出来ず、ただ頭を下げることしかできませんでした。

しかし、ご遺族の方は、そんな私との示談の話に応じてくださり、示談が成立いたしました。ご遺族の方が、どれほど辛い思いの中、示談の話し合いに応じていただけたかを考えると、ただただ申し訳ない気持ちで一杯です。

私の刑は2年10月で終わりますが、加害者として、謝罪は一生続けていきます。また私の事犯が原因で、家族、友人、会社など多くの人達に迷惑を掛けてしまいました。その人達にも何らかの形で恩返しをしていきたいと考えています。

更生という言葉がありますが、私は、この受刑生活で更生したのか自分ではわかりません。しかし、客観的に自分を見ることができるようになり、自分の悪いところが分かるようになりました。そのことに気付けたことが更生への一歩につながると思っています。

車は便利な乗り物です。しかし、車を運転することは責任を伴うということを忘れてはいけません。事故を起こしてから気付いても取り返しがつかないのです。

この手記を読んでもくださった方に、私の思いが伝わることを祈っています。そして、道路交通法を守る大切さをもう一度考えてみてください。自分勝手な運転が尊い命を奪い、多くの人を悲しませてしまうのです。交通事故がなくなる日がくることを祈っています。

**警視庁**

Metropolitan Police Department

警視庁のウェブサイトからさがす

検索開始

トップ / 交通安全 / つぐないの碑



つぐないの碑

手記「贖(あがな)いの日々」

「贖いの日々」第44集より

これは、飲酒と車の運転に対しての甘い考えが取り返しのつかない悲劇を引き起こし、被害者や遺族の方々の人生を狂わせたばかりでなく、自分の家族等周囲の人生をも狂わす結果となった交通事故の加害者が、市原刑務所服役中に執筆した手記1編を掲載したものです。

運命の分かれ道、自ら選択した先に

団体職員(47歳)

平成17年4月、午後8時半過ぎ、自ら主催した関係機関との宴席も無事終了し、全員をタクシーで送り出した後、私もタクシーで帰宅しました。

家の前でタクシーを降りたのですが、明日の早朝出勤のことを考え、出掛けるときに自宅近くの事務所に停めてあった車を取りに行きました。宴席では日本酒二合、生ビール中ジョッキ二杯ほどを飲んでいたのですが、まだ大丈夫、家まで5分ほどなのだからと自分勝手に考え、車を運転してしまいました。

家に近付くと、今度は竣工検査を一週間後に控えた能力増強増築工事の進捗状況が心配になりました。酒を飲んでいることも忘れて、家の前を通り過ぎ工事現場へとハンドルを切りました。5分ほど車を進めると、飲酒と連日の残業の影響か眠気を強く感じ「コトン」という音で次第に意識が戻ってきました。

「え、今の音は」「何か当たったのか」など考え出すと心の中に黒い影が広がり、何故か恐ろしくなって音がした場所へ戻れず、そこから逃げるように近くの警察署へ車を走らせました。警察署に着くと既に救急車が出動していて、高校3年生の男子を撥ね重傷だと聞かされ、その場で現行犯逮捕されました。その後の現場検証で、速度も40キロ制限の県道を60キロで走行していたことがわかりました。



私が撥ねた被害者は、私の次男の中学時代の野球部の後輩で、当日も野球の練習を終え、後輩と一緒に自転車で帰宅中とのことでした。次男の中学時代は練習試合には塁審として参加し、被害者の両親とは共に父母の会で活動していました。

逮捕されたその夜、午前3時頃、急性硬膜下血腫により亡くなったと知らされ、留置場の中で「人を殺してしまった」と凍りつきました。

2週間の勾留期間が終わり、保釈されたその足で被害者の家に謝罪に行きました。被害者の両親の怒り

は想像を絶するもので、子供のために生きていた叫びは、この身を突き破るものでした。当日被害者が着ていた、血で染まり、破れてボロボロになった学生服を叩きつけられ「子供を返せ」と罵られても答えることができず、ただ涙が流れるばかりでした。

翌日から謝罪のため、自転車で片道40分ほど掛けて判決日の前日まで毎日通いました。被害者の家に着くと、玄関脇の庭の片隅で正座し、仏壇があるであろう方向に向かって経本を片手に30分ほど読経して帰るのです。私が通ったのは百日を越えました。妻と母は事故直後から毎日通っておりましたが、母は心労から6月に入院し、7月には妻も体調を崩してしまいました。

9月に下された判決は、危険運転致死罪及び道路交通法違反で、求刑6年のところ懲役4年でした。損害賠償の民事裁判は、翌年5月で和解となり、被害者遺族へは自賠責より3千万円、上乘せ保険より6千640万円が支払われましたが、人の命とは決して釣り合うものではありません。

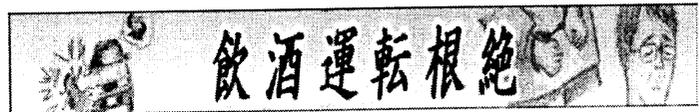
市原刑務所での受刑生活も残すところ8か月になりました。被害者遺族の心情を考えると、満期で出所することが今の私にできる唯一の償いです。出所してからの償いは、残りの受刑生活の中で様々な指導を受け、被害者遺族にとっても最善の方法を考える所存です。

私が被害者の命を奪ったばかりに、被害者や私を取り巻く大勢の人達に一生消すことのできない傷を負わせ、多大な迷惑を掛けてしまいました。私の本当の償いは、出所して普通の生活に戻ってから始まります。

飲酒運転や轢き逃げなどがますます厳罰化されている中で、被害者遺族が悲痛な声を上げ、私達受刑者がどんなに後悔の言葉を並べても、聞こうとせず同じような過ちを犯す人が後を絶たないことは、いつまでも以前の自分を見ているようでとても辛いです。



昭和53年3月市原刑務所の所在する地元の民間協力者により刑務所内に建立され、ここで交通事犯の被害者の供養が行われる



【問合せ先】

警視庁 交通総務課 交通安全教育企画係
TEL 03-3581-4321(警視庁代表)

[トップ / このサイトについて](#)

Copyright (C) Metropolitan Police Department. All Rights Reserved.